

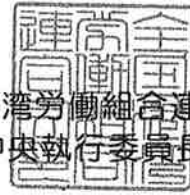


2022年11月9日
全国港湾 22発第23号
港運同盟発22-第50号

外国船舶協会
会長 甲斐督英 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島 勝

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉 正 博



港湾労働政策に関する申入れ書

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

新型コロナウイルス感染症から派生する世界的なコンテナ不足による海上運賃高騰により、定期船事業を抱える船会社は膨大な収益となっている。しかし、港湾運送事業は、その余波（しわ寄せ）を大きく受けながらも、港運料金（労働者賃金）に反映されていない状況となっている。港湾運送事業者が、行政の進める“価格転嫁円滑化”施策に基づく料金収受を十分行える対応を要請する。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

(1) SOLAS 条約改定（2016.4）による重量証明の義務化では、荷主自らの証明

となっていることで、道路等インフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず海上運送の安全を担保するためにも、港湾運送事業者である第三者機関の証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政に要請すること。

- (2) 荷主による液体物のフレキシブルバッグ使用は、陸上輸送で事故を招いている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於いても大事故を招く恐れがある。よって、荷主に対し液体物貨物はタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図ること。
- (3) 本船のラッシング・アンラッシングに係る足場不良は重大な事故に繋がる。足場不良の本船の改修、不良箇所の積付けは行わない措置を講じること。

3. アライアンス再編に伴う港湾就労について

船会社の合従連衡によるアライアンス再編や航路再編には、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを認識し、一方的な都合で再編を強行することが無いよう港湾産別の協定を遵守した対応を構築すること。日港協を介した事前協議制度を尊重し、港湾労働者の雇用に影響する案件は慎重に対応すること。

以 上